

登

BULLETIN

版

DE LA

錄

權

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

第壹號

明治二十一年五月十一日發兌

(再版)

大日本監獄協會

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40

大日本監獄協會規則

- 第一章 會名及位置
- 第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第二條 本會ハ當分其假事務所ヲ東京府下谷區七軒町二十八番地ニ置ク
- 第二章 目的及事業
- 第三條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業ノ改進ヲ翼賛スルニ在リ
- 第四條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
- 一 監獄事業ヲ獎勵スル事
 - 二 不良少年感化事業ヲ獎勵スル事
 - 三 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事
 - 四 貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業ヲ獎勵スル事
 - 五 諮問及ヒ質問ニ答フル事
 - 六 懸賞文ヲ募集スル事
 - 七 監獄ニ關スル翻譯並ニ著述ヲ爲スル事
 - 八 監獄ニ關スル圖書ヲ出版スル事
 - 九 本會ノ雜誌ヲ發刊スル事
 - 十 萬國監獄公會、萬國監獄委員及ヒ各國監獄協會ニ關スル事
 - 第十一條 本會ノ雜誌ハ通常月毎ト二一回又ハ二回發刊シテ會員其他有志者ニ頒ツ
 - 第十二條 雜誌ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ
 - 一 監獄ニ關スル法令
 - 二 監獄學並ニ歐米諸國監獄法講義
 - 三 刑法治罪法講義

- 四 監獄ニ關スル翻譯
- 五 地方會員ノ通信又ハ寄書
- 六 歐米諸國ノ監獄協會等ニ關スル通信
- 七 本會記事
- 第三章 會員及ヒ役員
- 第六條 本會ハ會員ヲ左ノ三種ニ區別ス
- 一 名譽會員
 - 二 特別會員
 - 三 正 員
- 第七條 本會ハ當分左ノ役員ヲ置ク
- 一 主 幹 壹人
 - 二 執行委員 五人
- 第八條 本會ハ特別調査委員ヲ設クルコトアル可シ
- 但特別調査委員ハ役員之ヲ撰舉ス
- 第九條 名譽會員、特別會員及ヒ役員ハ日下發起人ニ於テ發起人中又ハ會員中ヨリ之ヲ撰舉ス
- 第四章 入會申込及ヒ會費
- 第十條 本會ニ加入セントシ望マル人々ハ氏名職分宿所等ヲ記シテ本會事務所ニ申込マル可シ
- 第十一條 會員ハ毎月會費金拾錢ヲ納ム可シ
- 但名譽會員特別會員ニハ會費ヲ徴セス
- 明治廿一年三月七日定

第一號目次

○大日本監獄協會 創設の趣意	一丁
官 報	
○十二件	九丁
翻譯	
○歐米諸國監獄に 關する會社	一五丁
○歐米監獄沿革史	一九丁
○瑞典丁字監獄圖	二三丁
○囚人待遇說	二六丁
寄 書	
○監獄經理の管見	三五丁
○囚人骨格測定法	三九丁
○明治廿一年神奈川縣 獄事講習所發會の演說	四五丁
○司獄官諸君に告ぐ	四九丁
通 信	
○舊政府監獄の一斑	五一丁
本會記事	
數 件	五四丁

大日本監獄協會雜誌第壹號

明治二十一年五月十一日發行

○大日本監獄協會創設の趣意

正員 宇川盛三郎 東京

監獄事業ハ警察上に裁判上に行政上に治安上ハ慈惠上に國際上に大關係あるものなり故に其の大切なること實ハ容易ならざるものと云つて可あり殊に監獄事業中教誨及び懲戒の二件ハ最も大切あるものと云ふ可し監獄建築の事に至つてハこれまた格段の研究を要す故に歐米ニ在つてハ屢々萬國監獄公會を開らば監獄事業ニ關する事を審查議定し以て各國監獄事業の改良を計り以て監獄取扱上の一定を促しまた萬國監獄委員と云ふを設けて監獄學の進歩を促がせるなり歐米にてハ監獄事業の整頓したると整頓せざるとを見て以て其の國の文明國たると否とを證するど云ふも亦甚だ理あきまあらざるなり

我が國の監獄ハ封建時代に在つてハ實に其の殘酷極めたるものと今日に至るまで世人の口碑ハ傳ふる所にして犯罪人一たび牢屋と唱ふる所に投入せらるゝや食物にわれ衣服ハわれ衛生ハわれ實に投げ殺すか又ハ敲き殺すか或ハ潰し殺

すを以て目的としたるが如し是れ監獄の主義を知らざるより起りたるものと
 べし其の時代に在つての監獄事業のみならず世間百般の事野蠻を極めたるもの
 なれば一は此の事業のみを就いて當時を批評するを得ざるべきなり
 監獄の主義に就きては余去る明治二十年十月十五日を以て一の監獄論なるもの
 を講演し載せて講演説集第七冊に在り余の監獄事業に關する大體の意見は畧
 ぼ右論文を盡したればよくに贅せず

維新改革と共に監獄の事業もまた大に其の面目を新たにしたり而して酷より寛
 に流れたるの弊一時は實に非常なりしものと云ふて可なり其の事業に至りては
 小生耳にタコの出来るほど傳聞したれどもいま此を叙述するの必要なるべし
 而して明治十四年九月十九日太政官達第八十一號を以て監獄則を改定せられた
 り此の監獄則改定以來非常の改良を來し現在の有様も立ち至りたるものなり
 然るに近時の監獄の實況を見るに内閣統計局編纂の日本帝國第六統計年鑑に據
 るとき明治十八年十二月三十一日全國の監獄は未決監已決監及び懲治場合
 せて七百三十所あり其の在監人を見るに未決者已決囚懲治人別房留置者携帶乳

兒を合せて七萬八千六百八十人とあるなり而て監獄の事業に従事する官吏の
 數を見るに一萬四千九百五十七人の大數を數ふるに至るまた監獄に關する全國
 の費用を見るに明治十七年度の決算に據れば國庫支辨に属するもの五十九萬九
 千七百九十六圓として地方税の支辨に属するもの三百二十六萬〇四百七十八圓
 なりこれを合計するに三百八十六萬〇二百七十四圓の巨額に上る故に在監
 人の數よりするも司獄官の數よりするも監獄の數よりするも監獄費の點よりす
 るも實に監獄事業の容易からざるものと云ふべし而して監獄の整頓に至りては
 明治十四年以來大に改良したりとするも未だ現在の有様を以て充分なりと思考
 するを得ざるべし近くは政府は於て監獄則の改正を發議せられたりあど諸新聞
 に散見するところを以て之れを知るに足れりまた世人は於ても監獄事業の大切
 なる事を未だ知らざる者あり政府に在つても當局者の他は或ひは監獄と云へば
 一概に牢屋と云ふて顧みざる者ありと云つて可ならん故に人民はあれ或ひは當
 局外の官吏にあれ實に監獄事業を見るにと恰も外國の新聞を見るが如き感覺あ
 らんと思惟せらるゝなり斯の如き有様あれば民間より監獄の整頓を促すの模様

も無く殊に囚徒役業の區々なるの點に至つては實に遺憾少なからずと云ふを得べしまた殊に甚しき世人が監獄事業を見て實に賤しきものとするが如し若し犯罪人即ち惡人を懲戒矯正するの事業なるが故に賤むべきものとする時ハ警視總監も賤むべし警察官も賤むべし裁判官も賤むべし檢察官も賤むべし又教育家の如きも賤むべきなり然るに教育家ハこれを尊び通常の教育より一層困難なるところの犯罪人教育に至りてハ之を賤きものとするハ實に轉倒したる考へと云つて可なるべし

新聞紙に據るも監獄の事ハ其の報道を見るに止まる位にして特之に關する意見の如きハ先づ見ざるところあり故に世人に監獄事業の容易あらざる事を知らしむるに於て相當の機關あからざる可からざるなり近時ハ慈善慈善と唱へ貴婦人令嬢タチが賣子となりて勉強せらるゝことも随分拜見す然れども慈善と云ふものハ一方に於てハ貧民の救助即ち純粹の慈善なれどもまた一方に於てハ犯罪人の豫防となるものなる事を忘る可からざるあり慈善にして濫救の弊に陥らんか啻に惰民を生ずるのみならず惰民の救助を缺く時忽ち犯罪人を生ずる

ものなり然れば監獄事業上より見るも貧民救助の事業ハ輕々ハ舉行せられてハ迷惑至極あるべし是れまた相當の機關あつてこれ等の事を論談し或ハ其の方向を指示するの必要あるべきなりまた貧民の教育に至りてハ特に犯罪人の増減に關するものあり是れまた相當の機關ありて其の方針を持示するの必要あるべし

右等の理由よりして段々と熟考し諸友人と相計りたるどころ歐洲各文明國に於てハ監獄協會と言ふものを設け獄事の改良整頓を計るものと猶ほ各文明國に赤十字社ありて戰時負傷者の救護事業を周到あらしむるがごとしと言ふを聞く然れば我が國に於ても同様の協會を設立せんとの議ハ一決し今般大日本監獄協會を創設するものと立ち至りたるあり

一 監獄事業を奨勵する事

一 不良少年感化事業を奨勵する事

一 出獄人保護事業を奨勵する事

- 一 貧民の救助及び教育に關する事業を奨励する事
- 一 監獄學の進歩を奨励する事

而して其方法に至りては

- 一 雜誌を發行しこれを會員其の他有志者に頒布し之に監獄に關する講義論說等を掲載する事

- 一 監獄に關する翻譯及び著述を爲す事

一 歐米諸國の監獄協會と通信を開き以て各文明國の實況を調査する事等なりとす

右の旨趣より數回同志者會合の上漸く去る三月七日を以て衆議一決し大日本監獄協會規則並に細則を設けしを全國の同志者より頒ちまた廣く世人の賛成を求めたる小爾來司獄官、警察官、司法官、議員、法律家、代官、公論者、行政官、宗教家等より入會を希望せらるる者日々に十又百を以て數ふ是れ皆な今日に監獄事業並に監獄に關係ある事業を整頓するの必要ありと思はせらるるを以て斯の如き悦ぶべきの結果を呈したるものとして實に豫想外に出でたり乃ち四月廿六日まで僅

か二十一二日間に入會を申し込みたる者已に千二百人餘なりと本會の役員は目下發起人中より主幹一人執行委員五人と定め之れを撰舉したる主幹より余これに當るべしとの令を受けたりまた執行委員に佐野尙、深井鑑一郎、武田英一等の諸君これに當れり佐野深井等の諸君は夙に監獄學を研究せられ又た武田英一君は佛學を修め特に行政學を勉勵せらるる人あれば本會の事務、海外との通信上は於て實に有益なる人を得たりと言つて可なり其の他法律家、代官、司獄官等より本會の事業を保佐すべしとの約束も少あらざ近頃また本會會員なる末廣重恭君、歐米を漫遊せらるるの機會を以て本會の爲め各國の監獄を巡視せらるるの約ありたりふれまた大に利益を得るものと思はるなり

以上の理由なるが故に本會の事業は一に世人の贊助を仰がざるを得ざるあり余の如き創設の際事業の爲め本會主幹の任を受けたるものあれば進で適當の人あるまで飽くまで力を致し一身を以て此の重任に當らんとするあり本會をして盛大あらしめ本會をして其の目的を達せしめ本會をして日本全國の監獄事業

又ハ監獄に關係の事業を整頓せしむるハ一に會員諸君にあるなり故メ本會は對し又ハ全國に對し又ハ一府縣若しくハ一町村に對し本會の預かる事業に就きて意見を有せらるゝ諸君ハ幸に其意見を送附せられんことを請ふ右につき必要の場合に於てハ本會の雜誌は掲載し以て當局者或ハ世人に質することもあるべし或ハ朝野に向ひて勸告することもあるべきなり然れども本會に於て發行する雜誌ハ統べて學問上よりあれ等の事を研究すべきものとして政治上よりこれを論議するものと決して爲さるべし

又本會の事業ハ婦人に關係すること少なからず今その一例を示さんに明治十八年十二月三十一日の調査に據れば全國在監人中三千九百十七人ハ女子なり故に婦人の懲戒又ハ教誨に關係すること少からざるあり特に不良少年の感化事業の如き又ハ出獄人の保護事業の如き又ハ貧民の救助又ハ貧民の教育の如き一々婦人の責任ありと云ふも不可あかるべきなり其他家庭教育の如何よりても犯罪人の増減を見るはせのものなれば婦人として本會の旨趣を承知せらるゝことハ實メ要用あるものとす佛國の如きハ内務省監獄巡閱官中特に婦人の巡察官を

設く故に本會は於ても特志なる婦人の賛成を得んこと最も希望するとみろあり已メ本會に有益なる貴婦人の賛成をも得たること少なからずとす

今本會雜誌第壹號を發刊するハ際し本會創設の理由並メ會員諸君及び朝野の人士に向ひて希望するところを陳ぶること斯の如し

官報

自四月一日
至四月廿六日

○叙任及辞令

(大館) 治安 檢事 加藤秀男

檢事補奉職中秋田縣平民片谷千代吉外一名貨幣偽造被告事件豫審終結言渡確定後該被告人ヲ百八十餘日滯獄セシメタルハ主任書記カ訴訟書類ノ送達ヲ爲サ、ルニ因ルト雖ハ當該檢察官ニ於テ既ニ豫審終結言渡書ノ送達ヲ受ケ爾後長日ニ涉レハ之ヲ督促シテ其執行ノ手續ヲ爲ス可キ筈ナルニ其儀ナク其執行ヲ遲延シタル段過失ニ付罰俸一月半(四月五日) 司法省

(秋田) 始審 裁判所書記 富浦松治

秋田縣平民片谷千代吉外一名貨幣偽造被告事件豫審終結言渡確定後訴訟書類ヲ

檢察官ニ不差出爲メニ該被告人ヲ百八十餘日滯獄セシメタル段過失ニ付罰俸二月(四月五日)
司法省

免本職補横須賀鎮守府監獄署長(四月九日)
海軍省 横須賀鎮守府監獄署 肥後芳智

免本職補横須賀鎮守府監獄署警查長(四月九日)
海軍省 浦賀屯營分隊長 門屋道四郎

三池集治監へ出張ヲ命ス(四月十一日)
内務省 内務省警保局長 清浦奎吾

鳥取縣嶋根縣、德島縣、愛媛縣高知縣監獄巡閱ヲ命ス(四月十八日)
内務省 内務省參事官 久米金彌

○放免 熊本縣肥後國天草郡佐伊津村百九十六番地平民田中保一ハ罪囚脱監ノ科ニ因リ明治十三年八月熊本裁判所ニ於テ懲役終身ノ宣告ヲ受ケタル處去月廿六日特典ヲ以テ放免セラレタリ(四月二日)
官報 靜岡縣遠江國長上郡中條村二十二番地平民重三郎長男太田竹重ハ持兇器強盜ノ科ニ因リ明治十年八月靜岡裁判所濱松

支應ニ於テ懲役終身ノ宣告ヲ受ケタル處三月十三日特典ヲ以テ放免セラレタリ(四月十一日)
官報 岡山縣備後國深津郡福山道三丁目平民忠助長男市川長次郎ハ竊盜四犯ノ科ニ因リ明治八年一月舊名東縣ニ於テ懲役終身ノ宣告ヲ受タル處去月二十日特典ヲ以テ放免セラレタリ(四月十日)
官報

○減刑 神奈川縣相模國愛甲郡樫ヶ谷村二百四十番地平民政吉弟岩澤清吉ハ持兇器強盜ノ科ニ因リ明治十一年八月橫濱裁判所ニ於テ懲役終身ノ宣告ヲ受ケタル處昨年十二月二十日特典ヲ以テ本刑ニ一等ヲ減セラル、旨御裁合アリタルニ本人病死ニ付該特赦狀ハ本月十日遺族ノ者へ下付セラレタリ(四月十四日)
官報 三重縣

伊勢國鈴鹿郡龜山村平民伊藤登藏ハ持兇器強盜ノ科ニ因リ明治十九年十月安濃津重罪裁判所ニ於テ懲役終身ノ宣告ヲ受ケタル處去月三十一日特典ヲ以テ本刑

ニ一等ヲ減セラレタリ(四月十六日)
官報 茨城縣下總國豐田郡山尻村二十二番地平民農

橫島藤四郎(二十六年)ハ強盜殺人罪ノ科ニ因リ昨年四月五日水戸重罪裁判所ニ於テ死刑ノ宣告ヲ受ケタル處同年八月三十一日特典ヲ以テ本刑ニ一等ヲ減セラル、旨御裁合アリタルニ本人病死ニ付該特赦狀ハ去ル十三日遺族ノ者へ下付セラ

(二一)

レタリ(四月二十四日)

官報

○死刑執行 嶋根縣石見國邑智郡河本村平民農三上光次郎(三十)ハ強盜殺人罪ニ因リ明治二十年十二月八日神戸重罪裁判所ニ於テ死刑ノ宣告ヲ受ケタル處本月十日執行アリタリ(四月十八日)東京府日本橋區蠣殻町三丁目九番地平民監申職

川崎藤藏(三十六)ハ強盜殺人罪ニ因リ本年一月十三日東京重罪裁判所ニ於テ死刑ノ宣告ヲ受ケタル處去ル十二日執行アリタリ(四月二十日)官報

○出獄人保護會社 本年二月二十四日靜岡縣平民安田故太郎、廣瀬市義杉本大治郎ノ三名願人惣代トナリ出獄人保護會社設立ノ儀ヲ靜岡縣廳へ出願セシニ付キ

去月六日同縣知事ニ於テ聽置ク旨指令セリ(四月十日)官報

○嶋根縣在監人十年間増減 島根縣ニ於テ明治十一年ヨリ同二十年迄十年間每半年末日在監人現員ヲ調査スルニ左ノ如シ而テ今其著シキ増減ニ對シテ説明セシニ其十二年十三年ノ十一年ヨリ大ニ増加セルハ十二年ノ首ニ於テ笞杖ノ實決ヲ廢セシニヨル又十三年ノ末期ニ比シ十四、十五、十六ニ減少セシハ十四年九月島取縣ノ分置十五年ニ新法ノ實施アリ十六年ニ在テハ徒刑囚及懲役終身囚ヲ各集

治監ニ押送セシ等ニヨル其十七年以降俄然大ニ増加セシハ積年民間ノ不景氣ト當年ヨリ賭博犯懲罰規則ノ實行トニヨレリ而シテ二十年下半期ニ於テハ前期ノ末日ニ比シ二百四十餘名ヲ減シ尙ホ本年一月末日ノ現在ハ千百五十六人二月ハ千百六十人ニシテ漸ク減少ノ傾向アリ此原因タル輻ク探究スヘカラスト雖モ其一斑ヲ舉クレハ舊法處斷ニ係ル囚徒ノ漸時滿期ニ至リシト近時稍々不景氣ヲ挽回シ且ツ行政警察ノ擴張等ニヨリ幾分ノ犯罪ヲ減セシ者ノ如シ

自十一年 每半年末日在監人現在調
至二十年

年	月	現在員	未決	已決	懲治者	別房留置
十一年	六月	三八一	一一〇	二二六	七	一八
	十二月	四八一	一六四	一八六	九	二二
十二年	六月	六二六	二〇〇	四〇〇	八	一八
	十二月	七八九	一八四	五七一	一三	二一
十三年	六月	七六五	二七七	四五九	九	二〇
	十二月	八三一	二三四	五六八	一一	一八

十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年
六月 十二月	六月 十二月	六月 十二月	六月 十二月	六月 十二月	六月 十二月	六月 十二月
七八六 六九〇	五九〇 六八二	七七五 七九五	一四三四 一九九	一五六〇 一三九二	一四〇四 一四四五	一、二〇一
二六九 一七七	一九一 一九七	一九七 一九九	三三〇 三三一	三八二 二八三	二三五 二三四	一五七
四九五 五〇二	四五四 四七八	五六三 五八九	一〇六八 九四一	一一二二 一、一六〇	一、一五二 一、一八七	一〇一八
一〇	〇	二	二	二	一	四
一二	一一	五	一四	一五	二四	二二

(備考)十四年九月鳥取縣ヲ置カレタルヲ以テ置縣以前ト雖ヒ鳥取米子兩監獄ニ係ル在監人員ハ本表ニ算入セス
官報(四月十一日)

○監獄會議 長崎縣ニ於テハ各監獄上席員ヲ招集シ去ル二十三日ヨリ監獄會議ヲ開キ在監人所遇方七十四件ヲ評議シ同二十九日開會セリ
官報(四月二十六日)

綴譯

○歐米諸國監獄に關する會社

正員 佐野 尙譯述 東京

譯者曰く歐米諸國は於て今日の如く監獄學の進歩したる所以の原由を尋察するより一致結合の力以て之を招致せし者多きが如し何とあれば歐米中尤も斯道の進歩したる邦國に在てハ皆之れを講究する爲め結合したる會社ありて各自の知識を交換せざる者あらざるを以てなり今や我邦も於ても監獄の事疑く世人の注意を引くに至り茲に大日本監獄協會を設くるを得たり依て左に歐米諸國の監獄協會の一斑を抄譯し以て會員諸君の參考に供す

英國 該國に於て監獄の事を研究する協會ハ「ナショナル・アソシエーション・ホール・セ・プロモーション・オブ・ソシヤル・サイエンス」(社會學改良協會)と云ふ該協會ハ英京倫敦府アダム町一番地を置き會長ハジョウジ・ヘスナングス氏にして書記ハフランシス・ティソン氏なり次を「レホルマトリ・エンド・レフヒウ・ユニナ

佛國　該國のツシエテ、ゼチラール、デ、ブリアン「監獄大協會」の巴里府マルセイ、サン
トノール町二十六番地に在りて會長ハ前元老院議員、前監獄上等議會副會長ベラ
ンゼー氏にして大審院一等名譽院長メルシエー氏及びバ里府上等裁判所附屬代
言師ペートロロ氏其名譽會長たり又副會長ハ佛郎西銀行副支配人キウヒエー氏
大審院評定官クレヒエー氏博士マルシヨラン氏及びバ里府上等裁判所附屬代言
師マルチーヌ氏よて議定員の二十五名あり而して大書記一名、書記五名、會計主任
一名、同副一名之れハ附屬せり

獨逸國 該國のフェライン、デル、ド、ユ、チ、エ、ン、シ、ユ、ト、ラ、ー、フ、ア、ン、シ、ユ、タ、ル、ツ、ペ、ア、ム、
テン「獨逸司獄官吏協會」のプリスガウ、ニ在り會長のフリボルヒ監獄の典獄ギスタ

又、ライニシユ、ウエストフエーリシユ、ゲフエングニス、デゼルシヤラフト、ライン及
バウエストフアーレン州監獄會社）ハジコーセルドルに在りて牧師スチワルスベル
ヒ氏之れが社長なり

「ノルド、ウエスト、ドミニエル、フエリン、フエル、ゲフエングニス、ゲゼルシヤノト」(西
北獨逸監獄協會のキエール)に在り其の會長にハキエール大檢事ジエフロウ氏
之れに任し書記ハレエンドスブルヒ監獄の典獄クロフ子氏とす

北米合衆國　該國の「ゼ、ナシヨナル、ブリアン、アツシエーション、チフ、ゼ、ユナイテツト、ステート、チフ、アメリカ」亞米利加合衆國監獄協會ハニウヨーク府ブロードウエ
ズ町三百二十番地ニ在りてボンホラナチシームチ氏之れが會長たり

又〔セ、ブリヅン、アツシエーシヨン、チフ、ニウヨーク〕（ニウヨーク監獄協會ハニウヨーク府五十八番地福音書肆内に設置しありてテチドルドワイト氏之れが會長にしてエリシヤハルス氏書記たり

其外^レサイテー、フチャール、ゼ、レホルメーシヨン、チフ、ジャペンナイル、デリンクイン

ト「ニウヨーク不其少年感化會社」と云ふハニウヨーク府フロワ町五丁目九番地にあり社長ニエツシアーク・チャム氏書記ハアンドリー・ワーナー氏あり

西班牙該國に於てハ「アツシヤシヨン、ゼテラール、プール、ラ、レホルム、ベニダンシエール」監獄改良大會社と云ふを首府バルスロンヌニ設置シ當時社長を置かず書記ドクトル・ビエール・アルマン・ゴール、イ、コルチド氏之れが代理を爲せり

伊太利該國ハ「リビスタ、ジ、シヌシプリヌ、カルセラリエ」監獄規律新報と云ふ者ありて其社を羅馬府に置く而して之れが社長ハ有名あるベルトラニス・カリア氏なり

又該國ニてハ「ピウルタン、アントルナシヨナール、プール、レチッド、ド、ラ、レホルム、ベニタンシエール」萬國監獄改良雜誌と云ふ雜誌を發兌ス該雜誌社ハ監獄規律新報社内に在り

希臘該國ニテ「シウ・ナナル、デ、プリツン」監獄新聞あり

瑞典那威、噠嗎、及び賓蘭

此の四國ハ相協同して「ソシエテ、ベニタンシエール、ジウ、

ノール」北部監獄會社と云ふを設けたり而して其の社長ハ瑞典國監獄總監兼監

獄行政長アルムキス・氏を挙げコンペンヘーギ府ニ其の會社を置けり

瑞西該國に於てハ「ソシエテ、スイス、プール、ラ、レホルム、ベニタンシエール」監獄改良會社を其の首府ベルチに設置ス社長ハレン・ボルク監獄典獄ヒウ・ピン氏にして書記ハヌー・シャール監獄典獄博士ギウ・イヨーム氏なり

其他シユウ・アイツ・エリツシエール、アルメンアルチーヘル、フエライン「瑞西貧民教育會」あるものハールチ府ニありて獄事を助く其の會長ハバシウ・テイレ・レン矯正學校長シユス・チイ・デル氏なり

和蘭該國に於てハ「チールランシエー、ゼノチヤ・ヤブ、ドット、セデリキエーベル、ベテリング、デール、セフソン・セーラン」和蘭囚徒改良會社と云ふを設けて之れを首府ハイーニ置きテジンク、ブワン、ベルクウー・ト氏社長となり博士ローラルド氏書記たり

○歐米監獄沿革史

米國神學及び法學博士　ワインス著

第一節 監獄の暗世 監獄の歴史は於て其暗世と稱する時代は實に全く暗黒にして亦甚だ長し則ち社會の起初より十八世紀の始めに至れり而して其事情の如きハ羅馬の「マメレチン」(昔時の監獄の名) 英倫の「龍動塔」(龍動府の東部に在り昔時は之を監獄に用ゐる場所と爲す謂ふ) 巴里の「バスチル」(亦昔時の監獄の名) 埃地利の「スビールベルク」(全) ペニス(伊太利の都府) の「プロムマス」(上) 及び「法教査察所」(曾て伊太利に於て設けたる法教上の裁判所なり) の監獄と追思するを以て充分あるべし何とぞなれば此他全世界數萬の監獄ハ其名ある是れ等監獄の如く著明ならざるも其殘忍兇暴に至りてハ決して毫も之れに譲らざればなり實に此暗世に在りてハ囚徒に對する慈仁の感情ハ嘗て一たびも獄吏の胸中に入りしことなし況んや其心思及び辛苦を慰安すべき懇切の容貌及び說話ハ於てをや蓋し「此所に入る者ハ總て皆な後來出世の希望を絶て」との題詞ハ數世紀及び數時運を経るも依然として全世界總監獄の門上に立ちたりき(別註は譯者の注意なり以下同し)

暗世ハ在りてハ啻に濫りし苛責を使用せしのみならず如何にして能く其生命を絶つことなくして苦痛の最大量を囚徒に加ふるを得べき乎如何にして能く一た

ハ苛責を受けたる者をして速かき再び之を加ふるに適せしむることを得べき乎との事を一學科と爲して研究するに至りたり斯の如きものハ即ち數十世紀の間監獄事業の主要部分を占めたるものとす然り而して此殘忍兇暴の處爲ハ猶ほ必ず公衆ハ知らしむることなくして之を行ひ能ふ所の諸國ハ存在すべし蓋し地球の暗處ハ總て殘忍兇暴を以て之を充たせり

吾人ハ今更聊か哲學、文學及び技藝の母たる夫の希臘の古代の事と言はん當時の大思想者たる「プラト」(耶蘇紀元前四百二十九年に生れ三百四十一年に死せり即ち二千餘年前の人なり) ハ其の著書なる「ドレ

ヲパス」に於て監獄に關する其の持論を述べて曰く我が都府(雅典を云ふ) をして三個の監獄あらしめよ一ハ糾問及び宣告を待つ所の者を拘禁する爲めに之を設け一ハ放恣の人乞丐の徒及び輕科を犯したる者を矯正歸善せしむるの所となし而して之を「ソフロチステリチン」(智識及び自制を教ふる場所の義) と呼びソフロチストイ(稱する長官ハ夜間ハ於て特別の訪尋を爲すべし又其一ハ市民の住所を距りし田舎に之を置き以て犯罪者を罰するの用に供すべしと是れ則ち今時の未決獄都市獄及び中央又ハ政府獄)

(政府獄とは等しく已決獄なれど) と稱するものを具備せり蓋し甚だ監獄法に關

する近時の思想と相似たり然りと雖も此の止が大思想者の思想のみとして古代の爲政家の之を採用せざりしなりブリウタル(希臘の道徳家にして)の著書に據れば(羅典の賢人にして其立法創設者なり紀元前六百三十八年に生れ五百五十三年に死す)も頗る薄弱なる注意なりと雖も監獄の事ゝ於て其心を用ゐる監獄に關する一般の恐怖心を一掃せんが爲め其名を變換して住所又家屋の意義を含蓄したる語を用ゐんとを主張したりと吾人が知る所を以てすれば是れ則ち數千歳の間恰も無缺の棺衣の如く監獄及囚徒を蔽ふたりし所の黒雲中に於て開きたる只だ二條の光線あり

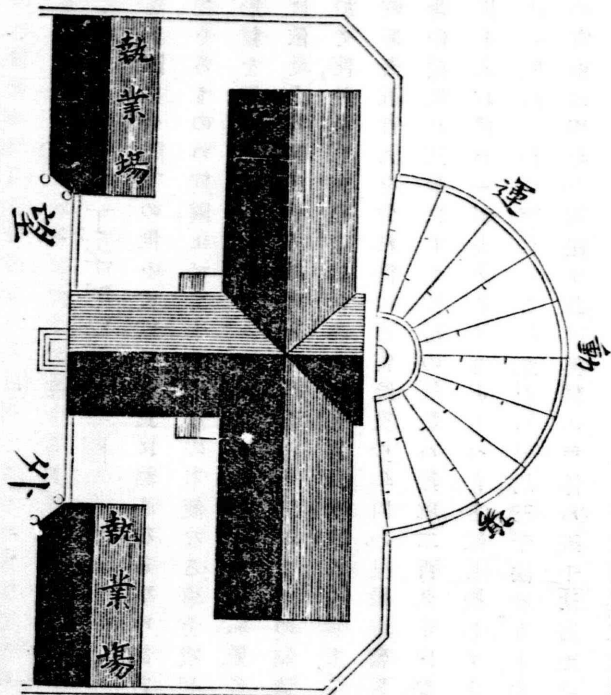
又羅馬古代の監獄に關して吾人の其内部の處置を知るに由しなしと雖もリビ(羅馬の一史家なり紀元前五十九年に生れ紀元後十七年に死す)の言に「府民の數増加するに隨ひ之れに應じて犯罪者の數多きを加へしより之を防遏せんが爲めに都府の中央に於て初めて一個の監獄を設置したり」と謂へり而して此第一の監獄ハ「(即ち第一節の始め)」の名を得たり又其後に於て設けられたる第二の監獄は「タルリウス王」之を建て「タルリアン獄」と稱したりと謂ふ時人は是れ等の監獄を目して恐怖すべき臭氣を發する畏懼すべき形狀の慘慘洞と爲せり

(以下嗣出)

瑞典丁字形監獄畧圖

正員 佐野尙抄譯 京東

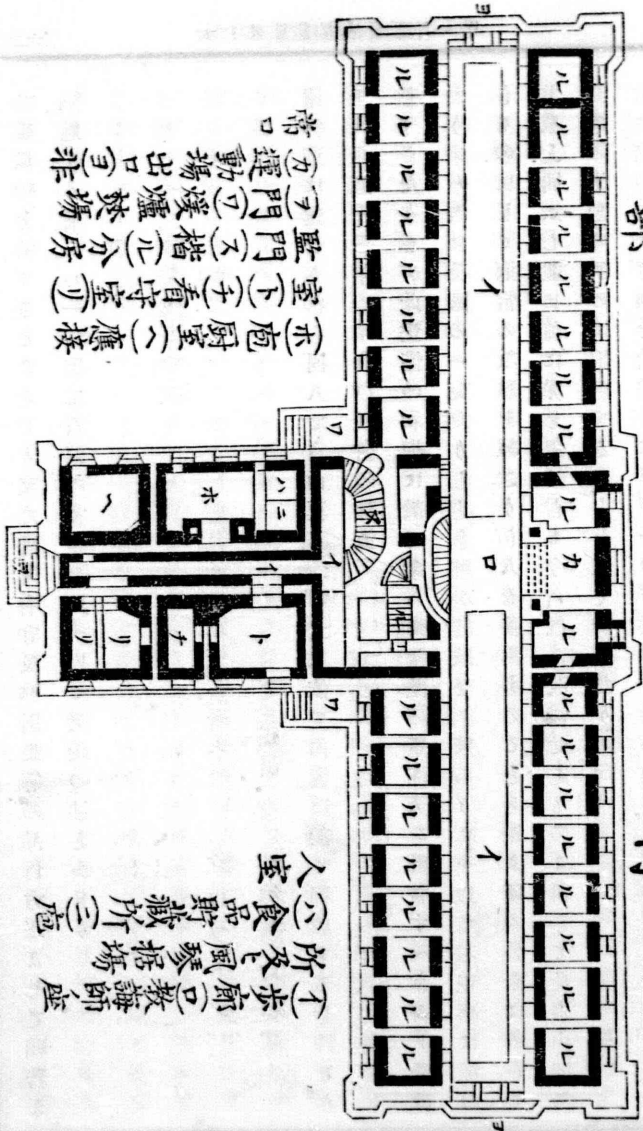
瑞典國皇帝陛下の世々監獄の改良に熱心なる事ハ諸君の知らるゝ所あるが左に掲ぐるものハ同國に於て十字形監獄の不便なる事を感じられたるの餘り遂に丁字形監獄を發明せられゴルテンブルグに設置せし輕罪監の圖なり今瑞典監獄報告書に依て之を譯出せり該監ハ千八百七十三年又其の築造成りたる者にして同國に於て開設せし萬國監獄會議の議員諸氏も之れを稱賛したりき而して該監舍にハ輕罪者五百人を容れ得べく尙ほ又少年囚の某數を留置することを得べし蓋し監舍の建築ハ三層にして監房の總數ハ無慮二百九十四なり而して一房に或ハ二三囚を入れ或ハ一囚を入るゝもあるべしと雖も概して之を分房獄と稱せるなり其の一監房に付て要したる築造費ハ平均三千法なりとす(一法は我々金二十錢に當る)又該監獄の官吏の俸給を畧記すれば典獄の年俸ハ五千法乃至七千法副典獄ハ二千八百法乃至三千五百法司計官ハ四千法乃至四千五百法工業取締ハ千五百法乃至三千法



一等看守ハ千二百法乃至千三百五十法、二等看守ハ九百五十法乃至千百法、教誨師ハ二千八百法乃至三千六百法、一等學校教師ハ二千法、二等教師ハ千六百六十法、醫師(晝間診察を爲す者)ハ千法乃至二千七百法、下等看守ハ六百法乃至七百法なりとす而して此の俸給の外ハ典獄、司計官、看守長、工業取締及び教誨師等ハ官宅料及

部

内



(ホ)庖厨室(ニ)應接室(下)子看守室(一)監門(ニ)櫓(一)分房(一)門(一)暖爐焚場(一)運動場出口(一)非常口

(一)歩廊(一)教誨師座所及風琴据場(一)食品貯藏所(三)庭人室

ひ薪炭等を給することせり又た醫師看守及び屬吏等の品行方正にして職務も勤勉なる者より一年間二百法の賞金を與へ以て獎勵の法とあせり

○ 囚人待遇説

愛爾蘭監獄法創設者英人

クロフトン 著

正員

神谷彦太郎 譯

東京

遠移刑に處せられし囚人より自由票(我假出獄 票に同じ)に依て内國に於て釋放するを許せし千八百五十三年の法令は社會の驚慌(遠移刑に處せられし如きの重罪人を自由票に依て釋放せしより世人大に之に恐れ慄ひしことを云ふ)を惹起したりしが此驚慌の初期に於て余は愛爾蘭の重罪人を監督すべき命を受けたり余は既に英國の一吏たりしとき聊か經驗せし所ありしを以て不正事に慣れしものにして適當の試験を経ざりし人を使用することを嫌ふ所の公衆に對して其感を同ふし並に前に罪を犯せしも今に既ち改悛せしものゝ對して此事由(即ち公衆の嫌忌の爲めに困苦することを深く憐みたり 括弧内の註は譯者の注意なり以下同じ)即ち余は斯の如き有様を治済すべき唯一の方法は公衆の協力(改悛せし出獄人は公衆に於て嫌忌せずして之を憐み之

を使用する等)を得るに在り而して此協力は吾人の監獄をして可成的天然の有様あることを云ふ

從ひて其の囚人を教習及び試験するものたらしめ以て能く自由票の法に真相を附與せば必ず之を得べしと信じたり

此論題を研究するに當り吾人が起程する所の基址は各人皆同一なるべし基址とい何ぞや刑罰の目的は二様にして矯正と示例と在ることとあり

之に由りて罪人の待遇法は此目的を達し得べきものたらざるべからず然れども示例及び矯正の二要件を一法中に抱合せしむるの甚だ困難事なるは余の言を諒すして明かなるべし且つや罪人を矯正せんと欲して施す所の遠慮も乏しき慈悲の處置の如きは實際に犯罪を増すの手段となるを得ること又甚だ明かあらん

罪人矯正の實効を擧んと欲せば彼輩は與ふるゝ其の社會に出るゝ際にも能く生業を得べきの準備を以てせざるべからず而して此目的を達するゝは彼輩を教習して有用の人物となし仍ば彼輩の感化の効に對する公衆の満足(罪人をして其の在獄中

め以て其の眞なる公衆に証認せしむる等のことを云ふ)を得ざるべからず然るゝ此事を思料するときは吾人の眼前より直ちに困難事情より来るなり何となれば吾人の刑罰をして他人の爲め

に例を示すものたらしめざるべからざればあり
 吾人若し處刑の初めより天然に從ひて罪人を教習するものと受_レ爾蘭監獄法の〔終段〕
 即ち中間段（自由界と嚴重なる監禁界の中間に）に於けるが如く爲すべきは多くの場合
 は於て能く彼輩を改良し且つ公衆の心を和けて彼輩に生業を授くる事を得べし
 然りと雖も斯かる待遇の安んず能く他人に對して示例の効あるを得べけんや
 又之を反して吾人若し長期の刑に處せられたるものを其の期限間全く嚴密なる
 人造の有様（一房に一囚を置く）に於て拘留せんか其の罪人の放縱時に當りて能く生
 業に就くことを得べしと信ぜらるゝや斯の如き有様に於て拘留されたる罪人の
 放縱後速に戦ひざるべからざる所の自由生活の交戦に對して適當に準備され得
 べしと信ぜらるゝや
 抑も人造の有様に於て長く罪人を拘留する方法の放縱後生業に就くの便と與へ
 す及び自由生活の交戦に對する準備を與へざるゝとは業に己_レメンツォンザイル
 獄の経験及び結果に於て甚だ顯然なり人或は此経験の結果として充分なる注意を以
 て做されしものあるや否やを疑ふも其あらんか是れ決して疑ふべからず蓋し此

經驗を擔任したる所の委員の頗る精勵したるを以て其の報告書を讀む者に於て
 は其の義務の充分な做し遂げられしことを疑ふ能はざるなり然るゝ其の結果の
 嚴密なる人造待遇の期限を短縮することにてありき
 余は此重大なる主意即ち二法（一は天然に從ひて待遇する法一は人造の有様に於て拘留する法）の得失を就き熟考した
 る後單行の法として二法共之を用ゑべからずと決心したり蓋し余の見る所
 を以てすれば二法の共小刑罰の目的を達するに足らざればあり又余は此二法を
 合して一法を組成するゝ於ては頗る實益ある所の完全なる法を得べきを感じた
 り

爰に又一事の説かざるべからざるものあり則ち罪人の矯正は其の罪人の協力
（刑罰の趣意を知りて自ら心を改むること等を云ふ）を得るの緊要なるものと是なり而して之を得んと欲せば罪
 人をして刑罰は單に其所爲の返報にあらざして之を受けしものを改良せんとす
 るの目的を有せりととのあとを確知せしめざるべからず余は長き經驗よりて處
 刑の初めは當りて充分に此事（即ち刑罰は之を受けしものを改良すること）を罪人の必し明記せしむ
 るに於ては刑罰は必要なる懲戒上の嚴重なる段に一時之を置くも猶ほ彼輩の刑

罰に抗敢する心を起さざるべしとのみとを証明するを得るなり是れ蓋し斯の如くあるに於てハ彼輩ハ後來を瞻望し(從來の寛なる待遇等)常に其の懐ハ希望心を存するに因るなり

余ハ上來陳述したる道理に由りて刑罰の目的を達すべき方法ハ甚だ嚴重なる段(即ち此段に於ては人道)より漸次進みて善良及び勤勉の行爲を充分に試み得べき半自由の段(即ち此段に於ては天然に)にまで達する所の階級の規則ハ在りとの決定を得たり

然りと雖も階級の規則にして其の等級の昇進を時限の経過若くハ官吏の偶然なる意見等の如き單ある禮式上の事ハ據らしむるに於てハ此規則も全く畫餅たるべし

是の故ハ階級の規則をして眞誠且つ有益のものたらしめんと欲せば必ず漸次ハ罪人の自制自忍の度を上進せしめて以て能く彼輩を改良し得るが如く之を組成せざるべからず逐次ハ自制自忍の度を上進するときハ怠惰及び不秩序のものと雖も勉業及び規則正しきものと成るを得べし此結果を得るの手段ハ「マーク」(しるし)

解すべき語にして通例點表票記號等と譯す今姑らく原語を用ふ即ち勞動の數を示す記録否な寧ろ勞動の勤勉を示す

記録夫の單に作業の巧熟を賞するものと不公平なるハ言を跋たすして明白ならんを使用するより外に能く其功を奏すべきものあることとし「マーク」を使用する所の方法は千八百五十四年より余之を愛爾蘭ハ施行せり又英國の重罪獄に於ても千八百六十四年より之を採用せしが其の効驗頗る著し「マーク」法ハ未だ世に理會さるゝこと甚だ不充分なり然れども精密なる注意を以て之を實驗せし人々ハ必ず其の貴重すべき價値あるを確證すべし

且つ又罪人の心中に於て勤勉と利益及び快樂とを結合せしめずして「マーク」の目的も充分ハ之を達するものと得ざるべし夫れ一般の規則として犯罪人種の勞動を忌嫌するものありとふ云を得ると雖も監獄作業ハ余の此語ハ無生産の苦役を指さずして普通の作業を示すものとすをして入獄第一期(即ち階級法の首段にして分房監禁を行ふの期を云ふ)の始めハ於てハ之を執らしめず等級の進むに従ひて各級ハ屬する他の利益と共に漸次に之を執らしめ恰も之を以て一種の特許と爲すに於てハ其の効果は罪人の過半の胸中より漸次なるべしと雖も確かな怠惰心を除却すべし

既に陳述せし事柄も就きて、余の單に理論家にあらず、實に余の種々の方法を以て同一の囚人を待遇し、精細に是れ等の事柄を實驗したり。余及び余の同職は依て千八百五十四年より愛爾蘭に於て施されたる囚人待遇法を熟知する所の人々、余が上來説述せし監獄教習の主義に則ち該法の基礎ある處とを直ちに會得するならん。

該法中監獄の規律に關する部分(即ち囚人待遇の區別)の左の如し。

第一 嚴重なる懲戒上の規律を施す段

第二 夜間分房、臺間同役の段。此段に於て「マーク」を使用する所の益進階級の手段を以て作業上の進歩及び品行上の自制を奨励並に試験する事に就き、吾人の四人の心を動すべき二個の勢力あることを注意せざるべからず、二個の勢力とは何ぞや現在の位地の上進と満期より早に出獄是なり、罪人にして此二者を希望するとき、刑罰をして能く復讐の性質を免れしむるを以て罪人の改良は關し自己の協力を得るに至るべし。

此第二段を経過したるとき、即ち新ある特許を受ける爲めに必要なる若干數の「マ

ークを得たるとき、罪人の感化の眞偽を實驗する後、即ち第三段又ハ中間段と稱する所の半自由の段に之を移す。

此段ハ其の構成大ひハ天然に従ふものなるを以て、罪人に放免後自由界に於て營爲すべき職業に對する準備を與へ及び公衆の嫌忌を和げて、彼輩に職業を授くるを得るの効あること、筆紙の説明の能く盡す所、あらざるなり。

此段ハ十五六年間の長き經驗に由りて之を設へるの時に於て豫期したるものは優れる好結果を得たり、是れ實ハ大成功と云はざるを得ざるなり。

又合衆王國(英克蘭、威爾斯、及蘇格蘭を總稱す)の公業使役法(即ち拙譯華氏監獄論「マーク」法の部)に就き、

ても其囚人の始んば自治に等しき有様に於て勞作せりとのみを茲に明言するを得るなり。

此特別待遇(中間段の待遇を云ふ)の下に在りしもの、放免後に於る使用者の有無如何に關

して、余ハ一時に多數の出獄者ありしとき、則ち百五十名若くハ百六十名共に獄を出し時に於て好すべき證據を得たり。

又余ハ是れ等の益進階級の主義は何れの地方にも之を適用するを得べしと信ず

此言を口ふせんが爲めに左に愛爾蘭の該方法を經驗するに如何に不適當の土地ありしかを述べし

夫れ第二段の待遇を實行する所の場所即ち「スパイク、アイランド」ハ今時の意義を以てすれば決して監獄と云ふべきものにあらずして軍術の管理なる兵隊屯集所あり而して兵士輩より要さるゝ所の公共事業を做すが爲めに其の一部ハ囚人を置くことを許されたるものあれば只だ幾に囚人互相の間ハ動き且つ縮むべく造られたる鉄製の分隔を置くことを得たるのみ

該所の囚人ハ種々の場所に往きて勞動す可きことを要されたるを以て其の規律ハ全く監獄構造の利益と離れて單行せり且つや其の囚人の數ハ屢々千五百名に超へたり斯かる不利益を受くると雖も尙ほ其の「スパイク、アイランド」の經驗より得たる結果ハ完全且つ明達ある主義に基きし階級の方法ハ費用多き監獄構造と相伴ひざるも實に多効あるを知りし事はれなり

監獄の建築に關し巨額の金を費用する今日に於て近者十數年間「スパイク、アイランド」及び「ラスク」に囚人を置きし費用の極めて僅少なりしハ充分驚く可きの事實

ならん是れ余の敢て揚言する所なり

余ハ思考す是れ等の點ハ方今其の監獄の構造を計畫する邦國に在りてハ熟慮すべき價值あるものある可しと

人若し其の熟考する所に依て最善なりと認る階級の方法を採擇するに於てハ其の方法ハ全く余の組成せしもの、如くならざるも之に由りて監獄の構造ハ大ハ影響を受くべし而して此影響の爲めに必ず其の構造の費用に大節儉を得べきよし余の信じて疑はざる所なり

余は今上來陳述せし所を以て罪人を社會に再入するよとに就き最良の準備と信する所の監獄敎習の方法を説明し了れり此方法ハ實に簡短にして各人皆之を施用するに適するものあり

寄 書

説の當否ハ編者
其責に任せず

○監獄經理の管見

(此の一篇ハ曾て君が司獄官吏に示されし者と係る 編者白)

特別會員 小原重哉 東京

第一 古來監獄の歴史

夫れ我邦の監獄を設る厥始め得て知る可らず其歴史又散見したる者を擧げする

神武天皇即位の年罪名若干條と定む

履仲天皇の時又囚徒を役使に供す

既又犯罪者あれば必ず之を禁錮するの處なかる可うらき然らば此時に當り亦必ず監獄の設けありたるならん史に明文なしと雖も事理を以て推察するに當然なるを以てあり

清寧天皇即位四年親から囚徒を録せるより

孝德天皇の大化二年大赦を行ふに至る

ふゝ至りて史書又明文あり就き觀る可きあり

文武天皇大寶元年又律例を撰定し監獄の方法漸く具備す囚獄司の正六位相當の官にして今の典獄又當り令史物部等を以て司務を管掌す今の書記看守長等

是也爾來後鳥羽天皇の文治二年に至るまで凡て四百八十五年間ハ時に沿革あり

と雖も大率ね大寶の制を以て準據となしたるなり其間

聖武天皇の天平三年車駕京中を巡幸し獄前又至り囚徒の悲吟叫呼するを聞き之を感傷し使を遣し其輕重を覈し悉く死罪以下を免し且つ衣服を賜ひ其れをして自新せしむ

仁明天皇の嘉祥三年に京師を巡幸し一舎の前に至り問ふて其監署あるを知り即ち恩詔を下だし囚徒を免す

歷代天皇の能く意を獄事を用ひ且つ恩徳の常と治及しあると此等の事と以て知るべきあり

後鳥羽天皇の文治二年源賴朝を以て征夷大將軍兼總追捕使となし政刑の兩權を擧げ盡く之れに委任したるより夫の淳和天皇の天長元年又設置し以て刑獄の事を專掌せしめたる檢非違使は遂に有名無實と歸し北條氏又た其臣屬を以て世々其政權を執る此に至りて形勢一變して刑獄の法も亦た再び大寶の制の如くなる能はざるあり

後醍醐天皇北條高時を誅し刑政の權を朝廷に復し決斷所を皇城の郁芳門外に置

きて監獄を聴かじめ大事に天皇親から記録所を臨みて之と裁決し殆んど大寶の舊典に復せんとす而して未だ幾ばくならず復た政權を足利氏に委任せり
 是より以來は封建の勢漸く成り兵亂相繼ぎ織田氏に足利氏に代り豊臣氏又た織田氏に代り後陽成天皇の慶長八年徳川家康征夷大將軍となり政刑の兩權を掌握せり源賴朝より此に至る凡そ四百十年の間刑獄の事總べて舊典に遵由せず武斷苛刻を以て囚徒を檢束し載藉に存する者を以て之を察するに頗る其悲惨の狀を極め其れを教誨して改過遷善せしむるが若きの法に未だ嘗て毫も之れあらざるあり
 徳川氏將軍たりしより監獄を江戸常盤橋外の水濱に設け第四世家綱の時に其奉行を置き頗る囚徒を管束する方法を具ふと雖ども固より之を大寶の舊典に復したりといふ謂ふ可らざるあり
 今上天皇の慶應三年徳川慶喜上表して政權を奉還す是より於て大權始めて朝廷に歸したり乃ち明治三年正月を以て囚獄司を刑部省中に置き大寶の舊典に倣準して職員を定任し十四年の九月監獄則を改定布行せらる然れども世人或は未だ全

く武斷の餘風を忘れず故に深く意を待囚の法に用ひざるの狀あり
 夫れ刑罪の本旨に當だに誅殺するの謂ひに非らず其れをして過失を悔ひ善心よ遷り再び全人となり以て父母の恩養を報じ以て人たるの効用を盡くさしむるに在るなり故に囚徒を待遇するの道に宜く緩漫に流れず苛酷に陥らず恩威並び行ふにれ所謂躬から感じて前日の兇戾を耻愧するに至らしむ可し若し然らずして當だに囚徒を増加し兇人を蕃殖せしめば是れ民人の幸福を保護し生命を安寧にせしむるが爲めに設けたる所の法律は反りて良民を妨害し枕を高ふして寢に就く能はざるに至らしむるも亦未だ識る可らざるなり是れ我が政府の風とよ此に注意し監獄の制法を改良せらるる所以なり
 (未完)

○囚人骨格測度法

正員 加地 鈔太郎 東京

夫れ刑法の目的に犯人を懲處して再犯を豫防し他人を警戒して罪嫌に觸れざらしむるに在り然れども再三罪科を犯し或は罪惡を以て事とする者あるに至つて刑法の目的も之が爲め盡に属し之を施す處なからんとす是れ即ち再犯

加重の法文ある所以なり故に此の犯人が一旦捕縛に就くの時、當りて其再犯者なるや否を審査するに刑法上尤も必要の實務として當局者の注意せざる可らざる者たり彼の再犯以上の犯人に至ては罪惡を犯すに慣熟し頗る法網を脱避するの巧妙なる者あるが故に往々其前過を隠蔽して自白せず爲め、再犯加重の刑罰を脱るゝもの多しとせざるは是れ前過票の必要なる所以なり

抑も前過票なるものの嘗て瑞典斯德哥爾摩の萬國會議の時、當りて某委員が其發明品として提出し該會員諸氏の賞讃を得たる者として歐米各國に於ては爾來此の方法に依て再犯を顯知するの具となせり故に前過票の効驗に能く犯人の前過を知得するに足ると雖も若し其犯人にして姓名を僞稱し名籍を隱匿するに當りては前過票の効力も爲め、其光輝を失し亦た其術を施すに所なからんとす是れ即ち囚人骨格測度法の必要因て起る所以なり

佛國巴里府の警察廳員ベルチロン氏深く前過票の無効に歸する事を憂慮し多年の辛苦と經驗とに依つて遂に犯人の姓名を知得するの勞を須ひずして其再犯者なるに否とを知得するの新法を發見せられたり之を名づけて「シギアールマン、ア

ントロボメトリック(今適當の譯字を得ず假りに骨格測度法と譯す)と云ふ而して同氏の千八百八十五年伊國

羅馬府に開會せる萬國監獄會議の時を以て此新法を提出したりしと大に各國議員の賛成を得たりしと云ふ余は曩きに警視官に隨て彼地に到り親く同氏に就て其方法を目撃したり今余が目撃したる所の要領と氏が陳述せられたる所の大畧とを左に掲げて此新法の一斑を示す處あらんとす是れ獨り獄事上の關係に於けるのみならず又た治罪上に於ても補益する所なくんばあらずと信すればなり

囚人骨格測度法を述ぶるに當り讀者中或は怪むて謂ふものあらん曰く再犯者なると否とを知悉するに判官及び警官は在ては或は必要なるべし然れども司獄官は於ては之が必要あるを見ずと嗚呼是れ何等の誤謬や凡そ再犯囚は其裁判上は於けるも司獄官上は於けるも普通囚人と一様なるを得ざるべし又た再犯囚は普通囚人と合房雜居せしむるを得べきもの非らず今夫れ犯人の名籍明確ならずして未決獄に在ること久き彌るとあらば是れ唯り監獄の經濟上得策ならざるのみならず裁判官及び警察官をして其常務を繁忙ならしめん加之未決獄に四方囚人の集まる所あるが故に此方法を實際上は試むるの便益あるをあらわらずや

囚人骨格測度法の監獄に關係ある夫れ斯の如し何ぞ是を度外視して可ならんや」
 諸て骨格測度法の大畧に移らん
 凡そ人類の骨骸は丁年以上と至れば其生長停止して復た動かざるものなり骨格
 測度法は此生長の停止して動かざる骨骸を測るの方法と外ならず而して其測度
 すべき部分は則ち左の如し

身幹 頭の長 頭の幅 中指の長 足の長 雙手の長等

此法たる佛京巴里に於て十年來囚人の寫眞十萬枚を以て經驗したる所のものに
 して現今既と佛國の各地に行へるものなり此方法中尤も緊要なるものの寫眞
 の類別法にありとす(按するに寫眞を原紙に貼付し之に名籍前過人相等を記するは又は寫眞の裏面に之を記するを長しとす)
 今是を詳明せんに右十萬枚の寫眞を先づ男女に大別す女囚は男囚に比すれば甚
 だ少きものなれば其寫眞を二萬枚とあし而して他に幼囚の分を同く二萬枚とす
 る時男囚の寫眞は六萬枚となるべし次は此六萬枚の寫眞を身幹の大中小に因
 て類別する左の如し

身幹の大なる者 二萬枚

全 中なる者 二萬枚

全 小なる者 二萬枚

右の如く各類を同數と區別したる後頭の長さによつて此二萬枚を大中小の三種
 と區別する左の如し

頭の長 長き者 六千枚餘

全 中なる者 六千枚餘

全 短き者 六千枚餘

此六千枚を尙は又た頭の幅と依て三種に別つと左の如し

頭の幅 大ある者 二千枚餘

全 中ある者 二千枚餘

全 小ある者 二千枚餘

又此二千枚を中指の長に依り大中小の三種と別ては各類六百枚餘となる此六百
 枚を足の長に因り三別すれば即ち各類二百枚となり又此二百枚と更らば雙手の
 長に依り三別すれば各類六十三枚となるべし而して後に眼色(眼色を七種に分つ)に由り之

を七種に分別するときの各類遂は僅々九枚となるべし
 故に囚人身軀の各部を度りて一々其大中小の部類を定め漸々減盛して遂に九枚の少數に至れば犯人の寫眞の有無を識別すると極めて容易の業なりと謂ふべし
 今一例を擧て是を證せん茲は姓名を偽詐する犯人あらんに先づ之れが身軀を度るべし若し其身軀中の部に属するものと測定したるときは中の部に至るを要す而して又頭の長を度りて若し大の部は位するときは中棚の大の部に至るべし此の如くにして頭の幅より中指足、雙手の長さ及び眼色に順次之を測定し以て棚より函に遷り函より票に遷り且つ特徴あるもの之を由て其探索を爲すとき僅は二三分時を出でずして其寫眞の所在を知得し亦寸毫も過まるとなし是れ余が巴里府未決獄に於て目撃したる所として現に姓名を偽る再犯者數人を立せしるに發覺したり其法の迅速にして且つ正確ある余輩をして一驚を喫せしめたり
 以上零記する所の事實に由て之を考察するとき蓋し囚人骨格測度法は前過票及び寫眞簿と相須つて其用を爲すが如しと雖も然も其方法の遙かに二者の上に出づるの疑ふ可きにあらざるあり故に此法一たび出てゝ而る後始めて前過票の

効能あるを見るべきものゝして而して監獄は其利益を受け刑法の其目的を達すべし嗚呼此法の鴻益たる豈唯だ治罪上と獄事上とに止まらんや

附言 余は此囚人骨格測度法の細密なる説明及び其器械の使用法等を付し尙ほ他日を期して詳述する所あるべし

○明治廿一年神奈川縣獄事講習所發會の演説

正員 小泉保直神奈川

諸君監獄管理上は肝要なる文武の講習は今日を以て本年の始會とす回顧すれば此講習の起業は即ち明治十九年六月なり未だ幾多の星霜を経ざるも諸務の現狀に因り往時に比するや其改良は進みしとは枚擧に遑あらず或人言ふ事物の現狀は過去の結果なりと蓋し此改良の域に入るを得しものは全く同心の練磨協力に勤勉は因るゝあらずんば何ぞ此果を得べけんや則ち諸君の過去の熱心に因て以て此良域に至るの結果を得たるものなり偕既往と現狀との其實進退とも能く之を知り得べしと雖も將來のとい唯に豫想に止まつて未だ其實を見ざるが故と

或は恐る退歩を招くの患あらんとを因て自今愈同心協和を固からしめ諸君と俱
 一層の注意を要せざる可らず故に茲に進歩の階級を昇さんが爲め不肖が記憶
 に係る二三の金言を援引し聊か微志を副へ暫時諸君の高耳を汚さんと欲す或人
 又言ふ現行を誤らざらんは過去と對照するを要すと夫れ蓋し事務を判斷決行
 するに皆比較に由らざる可らず過去と對照して事を判斷する時ハ現行に誤あ
 るを發見し其短所を悔ひて忽ち之を改め又其開進を喜ぶとあるべし我短所を發
 見するハ即ち進むの端緒なりとハ則ち此事あり故に獄事の研究も専ら過去と現
 行を對照し或ハ國の内外を問はず甲乙其管理上の長短を度り或ハ行法の原因結
 果の何如を研究し其妙案の方法を把て改良を謀らざるべからず第一諸君監獄管
 理上の大要あるものハ何ぞや蓋し規律の確行賞罰の正當是なり謂ハ施し易く賞
 は施し難し若し賞罰とも其正當を得ざる時ハ罰ハ反動の器となり賞ハ反て嘲
 笑の具とならん斯の如き現行に誤るときハ懲感化のとい座上の西餅となり到底
 監獄は舊風依然暗黒の地下に埋没して何れの日か明光を受くるはらんや然ら
 ば正當の賞罰を施さんとするには如何なる方法と由るか論者或は謂はん平素視

察したる行狀の良否に因るべしと然らば其行狀觀察の方法ハ如何又其觀察上の
 注意ハ如何と問はん施爲の術極度の難事なりと言べし或人言ふ人の如何を見る
 には先づ其行ふ所を察せざるべからずと蓋し行ハ心の役なり何等の理由ハ其行
 を命するか又何等の情より其行ひを勵ませしかを察せざるべからず今其類例を
 舉る一々枚舉ふ違あらずと雖も先づ其二三を擧て言んに彼が行ふ所眞心過を悔
 ひ他に顧慮なく良心の命ずる所に出づるか或ハ他人の賞せらるゝを見て之を羨
 み或ハ之を嫉むの情の勵ませしか或ハ僥倖の恩典を目的とし改良を偽表する情
 の勵ませしや或ハ過誤あらば忽然其非を覺とり良心の命ずる所に出るか或ハ過
 誤の發覺せざるを奇貨とする情の勵ませし所に出るか今此會場に臨みたる諸君
 並に余に於けるも常の行爲を心情を問てバ各々心の命ずる所情の勵ます所に出
 でざるハなかるべし是れ人の免かれざる所なれば也故に能く其平素の行爲に注
 目し其行爲の根原を觀察して以て賞罰を施すの根據となす如かざるべし而し
 て規律施行のとい懇愛と忍堪とを以て遵守せしむるも努力せざるべからず米の
 州監獄長バチニコ氏の論に曰く凡そ監獄制規を確行するハ當に如何なる方法を

以すべきや又囚徒を獎勵して更に一變したる善良の生ゝ至らしめんや當に如何なる方法を以てすべきや此大疑點を正しく了解するハ實ハ極度の難事と謂ふ可し囚徒として自不正の待遇に激せしめんか疾惡憤怒の心互に相排撃し其徒の眞心より自ら改眞を勉むる思念ハ全く挫折し永久其惡を改むるの望を滅せん耳之ヲ反して其徒の爲めに改進の道を容易にし戀愛以て其本分を遂げしめ善良の生に趣くの望を起さしむるヲ注意せんか必ず喜びて改眞の道ヲ就かざるハ無るべし是れ即ち其徒の正路に趨向するの第一歩にして最も緊要の旨趣とす故に苟も獄官たる者之仮令何如なる兇惡邪心の深き囚徒に遇ふも飽まで之を改眞感化し斷じて成らざるの理なしと言ふ氣力を持せざる可らず苟も既往に在て囚徒を辱めたる殘虐兇暴の待遇を復たびす可からざるなり然りと雖も譴罰も亦實に欠く可らざるとあり是を蒙らしめざれば則ち管理を誤らんとするの機微からず他亦犯罪四中或ハ仁慈の待遇を以て軟弱の徴と解するの徒も亦往々之なきにあらず

(未完)

○司獄官諸君に告ぐ

正員

永尾敬一郎

山形

凡そ農商に工藝に醫術に法律に警察に陸海軍に其學を切磋琢磨し然る後之を實際に應用するハ社會普通の理にして本邦業に己に官私立學校を各地に星設し其學術を修むるハ世人が皆な識る所あり特り獄事に至つてハ未だ一學會の設けあるを見ず是れ余の遺憾常に措く能はざる所以あり在東京宇川盛三郎氏佐野尙氏等風に獄事を熱心せられ頃日余輩に報道して曰く大日本監獄協會あるものを創立して同志者と斯學を講究し知識を交換練磨せんとす此報を得て欣然乃ち一片の蕪辭を投寄して言ふ所あらんとす夫れ刑の目的を達するハ監獄にあり監獄に徒に罪囚を若使虐待するの所にあらざることを余輩の腹々を須たすして明かなり然れども是を實際に徴するに往々其の然らざる如きの感想あるハ何ぞや余ハ斯學の爲め社會の爲め長大恩の至りに堪へざるなり

彼の學校教員を見よ善良の子弟を教育するも尙は教授に焦思苦慮するに非ずや況んや罪囚の如きハ社會に害毒を流傳したる惡漢無賴の徒なり之を懲戒感化し

て本善の性も反らしむるの責任は彼の學校教員の職と其輕重果して如何ぞや
司獄官も即ち罪囚の學校教員あり故に常々威嚴を保持し之れが模範たることを
銘記せざるべからず其身若し怯懦あらんか罪囚に必ず之れを侮らん剛愎ならん
か罪囚も亦必ず剛愎の人とあらん貪汚の行あらんか罪囚亦貪汚の行をなさん阿
諛の爲あらんか罪囚亦た將に阿諛を學ばんとす斯の如くにして能く其威嚴を保
持するを得んや威嚴を保持する能はずんば遂に罪囚の侮慢を受けん果して罪囚
の侮慢を受けば其極や言ふべからざるの患者を醸生するに至らんとす豈に畏れ
て而して懼れざるべけんや

此を以て司獄官たる者の必らずや嚴格廉潔、勤勉、周密の氣象を養成し斯學を修め
其練磨したる所の者を以て罪囚に接するに非ざるよりいへん焉んぞ刑の目的を達し
司獄の本分を盡すことを得ん余輩に豈に斯學の爲めに拮据奮勵斃而止矣の精神
なくして可ならんや
嗚呼司獄の責任斯の如く夫れ大あり即ち斯學の一日も忽にすべからざる所以よ
して而して是れ即ち協會創設の一大美舉ある所以あり余は信す司獄官諸君は奮

發興起此會に入り知識を交換し學理を講究し而して之を實際に應用せば必らず
や刑の目的を達し司獄の本分を盡さんとを果して斯の如くあれば豈に一大快事
ならずや大日本監獄協會創立の舉あるに際し聊か所感を記して以て祝辭に換ふ

通 信

○舊政府監獄の一斑 舊政府の監獄は小傳馬町にありしを本署とす而して
其構造は外部より獄に至るまで三重の土塀を以てし越獄の防ぎと爲し内室(第三
の土塀を云ふ)の裡に數棟の獄を築く其獄は多く暗黒にして天日の光を見る甚だ
稀にして殊に大氣の流通の如きは固より置て問はず之を形容して云はば穴藏と
云ふも可ならんか罪囚は未決已決の差別なく齊しくまづ無宿の大牢に投じ而し
て本牢に入る其本牢に入るや夫の牢名主及隅の隠居など重罪犯の者等自ら十二
人の役人と稱し獄中の疊を奪ひ堆積し之に高座す新入の罪囚至ればきめ板なる
物を以て之を毆打す其輕重は持參金の多寡と衣服の美惡とに依て差あり蓋し夫
の十二人の役人なる者取て以て自己を利する有ればあり獄中より於て公然追劔を

爲す其規律あると思ふべし而して牢名主と左の言渡を爲す此れ獄中の規則にして之を「しやべり」と名く曰く

娑婆から去來がつた大まおつきめ、はつゝけめ、そつ頭を下やもがれ御牢内の御頭御隅役様だぞに一番目に列ひあがつた、一二一六一候とり大坊主野郎め汝が横な大まおつきめ夜盗も不得爲めへ火も付けへめえ破鑿倉庫たいまつもいけ碌々ゝ振えめへ本由髪に銀煙管、櫛や筭い髻差の拘摸もちを爲やあがつたり大衆で申すると又々如斯ことじやああるめへ又ハ堂社金佛本尊か橋の金物ひつ外しやあがつて、通り古鐵買へ眞鍮錢の下馬ゝ小安く賣却やあがつて二文三文の骨牌兒か薩摩芋の食逃か夜發の揚逃でも爲やあがつて兩國橋を彼方へ此方へまゐつて大屋の「をるい」も源に付出されて去來がつたろう直な杉の木曲つた松の木厭ふ風も靡かんせと御役所まで申す通り明白に申上る

罪囚ハ之を謹聽して唯々するのみ次「詰のをしへ」を爲す曰く

此れ新入娑婆ぢやあ何と云か彼と云か雪隠と云か能く聞け娑婆ぢやあ後架とも雪隠とも云が御牢内ぢやあ名が變り詰の神様と云ふ詰にハ本番助番として二

人役があつて日に三度夜に三度鹽みがきにする處だ穴の側方さくつて豎八寸横四寸狹隘見るべし前より打たが陰囊かくし廻りより打たが抹香線其抹香線へ尿でも小便でもしかけやあがりやあ汝が娑婆から着て來た一枚褌袍で拭せよやならねへ夫も尿でも小便でも脱たきやあ權兵衛なら權兵衛八兵衛なら八兵衛と汝が姓名名乗て借やあがれ夫れも二人役の受答へ無うち道具屋の神酒徳利か六尺棒を呑だ人足を見た様に如意きり立をして居ると御牢内の格式の疊仕置を申付るや

疊仕置とい則ち疊の上に座するを禁じ板の間より起臥せしむるを云ふ次は積鼻輝の申付を爲す曰く

夕べ來た新入ふれ汝物ハ娑婆ぢやあ何と云ふ帯と云ふの褌と云ふか能く聞よ娑婆ぢやあ帯とも褌とも云が御牢内ぢやあ名が變り帯の事ハ長物褌の事ハ細物と云ふ夫れを向ふ通りへ持つて往つていけぞんざいゝ振り廻し同座の相四人が首でも縊ると汝が解死人にならゝやあならねへ汝が粗明仰せ付られた御奉行様から出牢證文の來る迄ハ肌身ハなさず屹と守つていろ

(未完)

本會記事

役員 末廣重恭氏 寄附金 埼玉縣浦和監獄 會告

正員 眞木喬報す 京東

本會記事

○役員 本會役員ハ目下主幹ハ宇川盛三郎氏執行委員ハ佐野尙氏武田英一氏、深井鑑一郎氏等なり

○末廣重恭氏 會員末廣重恭氏は今度歐米各國を巡遊せらるゝに付てハ本會の爲めに歐米各國監獄の實況を調査することを承諾せられたり

○寄付金 會員永尾敬一郎氏の本會資金の内へ金拾圓を寄送せられたり

○埼玉縣浦和監獄 四月廿六日會員宇川盛三郎、佐野尙の兩氏ハ埼玉縣浦和監獄の招請ニ應じ同監獄に趣き宇川氏の監獄の原則を講じ佐野氏の歐米監獄の事情を講じたり來聽者ハ同縣第二部長長谷川敬助氏、典獄中村孫兵衛氏、縣會議員宮川四郎氏、其他縣官、書記看守長、看守等凡そ九十餘名なりし

○會告 本號ハ四月分に屬する者にして疾くハ發行せべき筈なりし處發行手續等の爲めハ斯く時日を遷延したり幸ふ之を諒せよ

有所權版

監獄論

監獄論

監獄論

有所權版

監獄論

速記 講談演說集 第七冊

定價金拾貳錢郵稅四錢 定價郵稅トモ特別割引 金拾四錢(郵便切手代 用妨ケナシ)

講談演說集第七冊

明治法律學校講師、東京專門學校講師、大日本教育會議員、大日本監獄協會主幹 宇川盛三郎君の講演ハ係る

監獄論

全載す 通篇凡二 十章二萬 三千餘言

監獄論目次

緒論 ○監獄ハ行政上ノ位置 ○監獄ノ目的及
 救育トノ關係 ○矯正院即チ感化院 ○監獄ト警察トノ關係 ○監獄ト
 救助ノ方法 ○歐米ノ犯罪人ト貧民トノ關係 ○貧民救助ノ目的 ○貧民
 實行之方法 ○歐米ノ監獄事業 ○歐洲監獄ノ種類 ○歐米諸國ニ於テ
 種類 ○日本監獄ノ實例 ○監獄ノ改良 ○約説

講談演說集發賣所

東京日本橋區通三丁目 九善商社書店
 東京日本橋區本町三丁目 瑞穂屋卯三郎
 全日本橋區馬喰町二丁目 石川教育書房
 東京神田區淡路町一丁目 藏堂

佐

野

尚譯

○歐米監獄事情

自第三冊

各一部實價金拾錢宛郵稅不申受 各四十六
七ペーシ

全

○全

自第四冊
至第十冊

各一部實價金五拾錢宛 全 各二百二三
十ペーシ

該書ノ義ニ付數々御尋問ニ預リ候得共該書ハ全二十冊ヲ以テ第一卷トナスモノナレバ一二回或ハ三四回ヲ以テ完備スル部分モ有之候例ヘハ自由剝奪刑ノ如キハ第二冊十九ペーシヲ以テ完備スルカ如キ方法ニシテ各々完備シタル後讀者サシテ自由ニ各部ヲ製本セシムルノ方法ナリ

●石目次○伊國監獄事情○佛國司獄官吏構成規則○獨國自由剝奪刑執行規則○露國監獄則○英佛威化院事情○日耳曼監獄事情○佛國司獄官吏俸給規則○白國未已決兩監獄則○佛國監獄協會ノ主意及方法○再犯囚撲滅論○露國監獄沿革史○萬國監獄會議一斑○歐米各國死刑法概畧○佛國監獄諸法令○佛國少年懲治殖民監獄則○白國少年監獄則○白國囚徒攻業則○獨國監獄經營議一斑○少年者棄兒教育論○獨國司法獄則○佛國獄政一斑附雜居則○白國貧院規則○萬國警察上引渡論○萬國統計論○歐米古今監獄ノ改良○白國威化學校沿革

佐

野

尚譯

○佛國監獄改良論

下 卷 正價金廿八錢郵便稅十錢 二百五十ペーシ

●右目次○佛國監獄改良ノ計畫○州獄○輕重罪未決囚○一年乃至一日ノ禁錮囚○一年以上乃至一日ノ禁錮囚及ヒ懲役囚○刑ノ初期ニ施ス分房法○合同就業場○分房獄囚徒ノ階級○工業ノ構成○就業場ノ工業ト田野及ヒ公共ノ業○宗教々育○初學教育○愛國及ヒ英國就業上ノ規則ヲ佛國ニ施行セント欲スルノ論○監獄管理官及ヒ囚徒ノ監察ヲ委任スル人物○保護會社ノ記事附諸規則○寄監監即チ授業監○徒刑囚○流刑法ノ記事附諸規則○結論

神谷彦太郎譯

○英國ペンントンヴァイル獄事情

全一冊 正價金廿五錢 郵便税金拾錢 二百ページ

○右目次○該獄ノ歴史及ヒ其築造○該獄ノ内部○該獄早朝ノ狀況○囚徒ノ出立○囚徒ノ食物○懲戒室及ヒ獄尉○運動及ヒ健康○看守人ノ整列○囚徒ノ通信及ヒ等級○職業及ヒ賞與○閑獄○點檢○日曜日○各囚ノ教堂ヲ退去スルヲ○該獄ノ監禁法ニ關スル德義上ノ結果

●右籍ハ總テ前金ニアラザレバ送附セズ

●神谷彦太郎譯英國獄事問答佐野尙譯新德哥爾麻萬國議事提要ノ二書ハ續續及ヒ續須賀獄事講習所ノ教課書ニ用ヒラレ悉皆無之ニ付後日再版スルノ計畫ナリ

○佛國監獄改良論上卷再版ニ付スルノ旨獄事新報ヘ廣告候處都合有之此再版ヲ止ム此旨ヲ諒セヨ

東京下谷區七軒町二十八番地

臨池書院